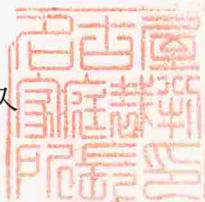


名家裁総第1321号

令和2年9月7日

山中理司様

名古屋家庭裁判所長 戸田 久



司法行政文書の開示についての通知書

4月10日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、別紙「名古屋家庭裁判所の継続業務」記載のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

(担当) 総務課文書係 電話 052-223-0995

(別紙)

名古屋家庭裁判所の継続業務

1 家事（新型コロナウイルス対策における継続業務について（抜粋））

（1）家裁調停係、遺産分割係、人事訴訟係、家事調査官室

ア 文書の受付に関する事務

イ 審判前の保全処分事件、民事保全事件（特に緊急性の高いもの）の処理

ウ 執行に関する事務（特に緊急性の高いもの）

エ 調査事務（特に緊急性の高い審判前の保全処分事件等）

（2）家裁後見係、審判係、家事調査官室

ア 文書の受付に関する事務

イ 臨検捜索許可状処理

ウ 以下の事件（特に緊急性の高いもの）の処理

審判前の保全処分事件、児童福祉法33条事件、28条事件、親権停止

等事件、特別養子縁組事件のうち年齢切迫事件、生活保護法30条3項事
件

エ 以下の事務（特に緊急性の高いもの）

後見等事件における緊急事務処理に関する事務、後見信託事案における

払戻しの指示書の発行事務

オ 調査事務（特に緊急性の高い審判前の保全処分事件等）

（3）家裁受付センター、訟廷庶務係

ア 文書の受付に関する事務

イ 特に緊急性の高い事件の立件

2 少年（新型コロナウイルス対策における継続業務について（抜粋））

（1）事件受付事務

（2）文書受付事務

（3）観護措置取消事務

- (4) 観護措置更新事務
- (5) 身柄事件（観護措置が取られている事件）の少年審判に関する事務
- (6) 観護措置に関する事務（付添人選任事務を含む）
- (7) 調査事務（変更連絡不能の場合、年齢切迫、収容継続申請事件等、調査期日変更になじまない場合など）
- (8) 審判に関する事務（年齢切迫、収容継続申請事件等、特に緊急性の高いもの）

3 総務課（新型コロナウイルス対策における継続業務について（抜粋））

- (1) 文書受付等関係（仕分け、郵便等処理、当直受付文書処理）
- (2) 全庁B C P運営のための外部機関対応
- (3) 緊急を要する広報事務（周知事項に関するw e b掲載作業、警備、危険物対応、退去命令、危害予告、苦情対応、要配慮者対応等）
- (4) 給与支給事務

4 会計課（新型コロナウイルス対策における継続業務について（抜粋））

- (1) 文書の受付（受理）事務
- (2) 郵便切手交換事務
- (3) 保管金事務（受払）（保釈保証金の納付、還付等）
- (4) 前渡資金事務・支出官事務（給与、調停委員手当等）
- (5) 押収物・保管物事務（受払）
- (6) 保管有価証券取扱事務（受入）